

～安衛法施行令等の改正が公布される～

作業環境測定

[特定化学物質:酸化プロピレン,1,1-ジメチルヒドラジン]

厚生労働省より「労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令」(平成23年政令第4号)が、公布されました。

これにより、酸化プロピレン,1,1-ジメチルヒドラジンが特定化学物質としての規制の対象になり、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要になります。

改正政省令・告示は、平成23年4月1日から施行・適用され、一部に猶予期間が設けられています。

特定化学物質としての規制の対象となる作業と含有率

酸化プロピレン,1,1-ジメチルヒドラジンを製造又は取り扱う屋内作業場

重量の1%を超えて含有する製剤その他の物が対象になります。

必要な措置(抜粋)

容器・包装への表示(安衛法第57条) ※平成23年4月1日より適用

発散抑制措置等(特化則第4条,5条) ※一部を除き平成24年4月1日より適用

漏えい防止のための措置等(特化則第13条～20条) ※一部を除き平成24年4月1日より適用

作業主任者の選任(特化則第27条) ※平成24年4月1日より適用

作業環境測定の実施(特化則第36条) ※平成24年4月1日より適用

6ヶ月に1回の作業環境測定

管理濃度:酸化プロピレン…2ppm, 1,1-ジメチルヒドラジン…0.01ppm

30年間の測定記録の保存

健康診断の実施(特化則第39条,40条) ※平成23年4月1日より適用

酸化プロピレンの用途の例

ポリエステル樹脂原料、ウレタンフォーム原料、塩化ビニル安定剤、界面活性剤、合成樹脂原料、顔料、医薬品の中間体、殺菌剤

1,1-ジメチルヒドラジンの用途の例

合成繊維・合成樹脂の安定剤、医薬品・農薬の原料、ミサイル推進薬、界面活性剤

安衛法施行令等の改正

労働者の健康障害を防止するため、酸化プロピレンなどを製造・取り扱う屋内作業場等について、作業環境測定の実施を義務づけるとともに、石綿等の全面禁止に係る適用除外製品等を見直すことを主な内容とした「労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令」(政令第4号)が、1月14日公布された。

主な改正事項は①～④のとおり

①特定化学物質(第2類物質)として、酸化プロピレン及び1,1-ジメチルヒドラジンを追加し、これらを製造または取り扱う業務について作業環境測定、健康診断等の対象とする

②酸化プロピレン、1,4-ジクロロ-2-ブテン、1,1-ジメチルヒドラジン及び1,3-プロパンスルホンについて、譲渡・提供時に名称等を表示しなければならないものとする

③無機ヒ素化合物(アルシン及びヒ化ガリウムを除く)を製造する工程において粉碎する業務について、健康管理手帳の交付の対象とする

④石綿等の全面禁止(平成18年9月1日)の後も代替が困難であった適用除外製品等について、その一部について代替化が可能になったこと等から、それらの製造等を禁止する

なお、改正規定の施行は上記①～③については平成23年4月1日、④については同3月1日となっている